



平成 19 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 朝日ラバー  
代表者の役職名 代表取締役社長 横山 林吉  
( JASDAQ コード番号 5 1 6 2 )  
問い合わせ先 常務取締役財務兼管理担当 中沢 章二  
T E L 0 4 8 - 6 5 0 - 6 0 5 1

## 有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 29 日に提出いたしました第 37 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 29 日に提出いたしました第 37 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4)省略

(5)～(7)なし

(訂正後)

(1)～(4)省略

##### (5)取締役の定数および選任

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

また、当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨およびその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

##### (6)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

###### 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

###### 取締役および監査役の実任免除

当社は、取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役および監査役(取締役であった者および監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。

###### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当金)をすることができる旨を定款に定めております。

##### (7)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

以上